

## 裁 決 書

審査請求人 住所

氏名

処 分 庁 豊橋市福祉事務所長

審査請求人（以下「請求人」という。）が令和元年6月23日に提起した処分庁による平成31年3月28日付け生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第9項において準用する法第24条第3項に基づく移送費給付申請却下処分（以下「原処分」という。）にかかる審査請求について、次のとおり裁決します。

### 主 文

本件審査請求を認容し、原処分を取り消す。

### 事 案 の 概 要

- 1 平成27年1月9日、処分庁は請求人世帯に対し、保護を開始した。
- 2 平成30年12月20日、請求人は処分庁に対し、医療移送費（以下「移送費」という。）の相談をした。同日以降に生じた移送費については、請求人は順次申請し、給付を受けた。
- 3 平成31年1月1日、処分庁は請求人世帯に対し、法第26条に基づき保護を廃止した。
- 4 平成31年3月18日、請求人は処分庁に対し、保護開始時から平成30年12月19日までの移送費の申請をした。
- 5 平成31年3月28日、処分庁は請求人に対し、上記申請を認めないとする原処分を行った。
- 6 令和元年6月23日、請求人は愛知県知事に対し、原処分についての審査請求を行った。

### 審理関係人の主張の要旨

- 1 請求人の主張  
請求人は、原処分が不当であると取消しを求め、次のとおり主張している。  
(1) 事前に申請すべきことを知らなかった。

- (2) 処分庁は移送費が生じていたことがわかったはずである。
- (3) 平成 27 年に渡された生活保護のしおりには記載されていなかった。
- (4) 法律上事後申請に対して、移送費を支給しなくてよいとはどこにも書かれていない。
- (5) 処分庁には移送費の申請を事前に行うよう周知徹底しなければならない責任がある。
- (6) 処分庁は審査基準があれば、これを公にしなければならない。公にしないで、移送費について事前の申請がなかったことを理由づけることはできない。
- (7) 処分庁が周知徹底したにもかかわらず、移送費の申請をしなかったとしても、医療機関にかかっていたのだから、移送費の事前申請をアドバイスするチャンスがいくらでもあったはずである。
- (8) 移送費は生活保護法の規定からみると、「支給することが原則」であり、事前に申請しなければ支給しないという取り扱いは少なくとも、「不当」であると言わざるを得ない。
- (9) 当然なされるべき、「周知、徹底」を怠ったので、不当といわれても仕方がない。
- (10) 時効は 5 年であるため、保護開始時からの移送費を受給する権利がある。

## 2 処分庁の主張

処分庁は、審査請求の棄却を求める弁明書において、要旨、次のとおり主張している。

- (1) 移送費については事前申請が原則とされ事後申請は例外的なものとされている。
- (2) 事後申請があった場合の遡及支給期間についての判断は、保護の実施機関の裁量に委ねられているものと解され、その期間は申請時から 3 か月までが適当である。
- (3) 平成 31 年 1 月以降は生活保護を受給していないことから、遡及支給されるべき期間において、生活保護費を受給する権利はない。
- (4) 申請は事後申請であり、事後申請を認めるやむを得ない事由もない。処分庁は、審査請求の棄却を求める弁明書において、要旨、次のとおり主張している。

## 理 由

### 1 本件に係る関係法令等の規定について

- (1) 移送費の給付手続きについては、「生活保護法による医療扶助運営要領について」(昭和 36 年 9 月 30 社発第 727 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。) 第 3 の 9 の (3) のアにおいて、「要保護者に対し、移送の給付につい

- て、その内容と原則として事前の申請や領収書等の提出が必要であることを周知すること。」とされ、また、事後の取扱いについて、ウにおいて、「緊急の場合等であって、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該事由が消失した後速やかに申請があったときは、事後の申請であって内容確認の上、給付をおこなって差し支えないこと。」とされている。
- (2) さらに、局長通知第3の9の(3)のウの「緊急の場合等」とは、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問60の3において、「休日・夜間等の福祉事務所が閉庁時の突発的な傷病もしくは傷病等の状態により福祉事務所へ連絡できない状況などは事後の申請でもやむを得ないものとする。また、被保護者に対して福祉事務所が移送の給付の内容と原則として事前申請や領収書等の提出が必要である旨を保護のしおり等文書にて知らせていないことから、当該被保護者が事前の申請が困難であった場合(平成20年4月1日以降に生じた事案に限る)については、上記緊急の場合に準じて取り扱うものである。」とされている。
- (3) 遡及支給の限度については、問答集問13の2の答において、「(前略)最低生活費の遡及変更は3か月程度(発見月からその前々月分まで)と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申し立て期間が一般に3か月とされていることから支持される考えであるが、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。」とされている。

## 2 原処分の適法性について

### (1) 原処分の適法性について

請求人は、処分庁により事前に申請することを知らされなかったとし、保護開始時からの平成30年12月19日までの移送費を受給する権利があると主張している。

これに対して、処分庁は、「遡及支給されるべき期間は申請時から3か月までが適当であると判断した。そして、審査請求人は平成30年12月31日までは生活保護を受給していたが、平成31年1月以降は生活保護を受給していないことから、遡及支給されるべき期間において、生活保護費(医療扶助の移送費)を受給する権利はないと判断した。」として、原処分を行ったことが認められる。

移送の給付の手続きについて、局長通知第3の9の(3)のアによれば、原則事前の申請であるとされ、問答集問60の3において、被保護者に対して福祉事務所が移送の給付の内容と原則として事前申請や領収書等の提出が必要であ

る旨を保護のしおり等文書にて知らせていなかったことから、当該被保護者が事前の申請が困難であった場合においては、緊急の場合に準じて事後の申請を認めるとされている。本件について、審査請求書及びその添付書類によると請求人が保護開始時に受け取った生活保護のしおりには事前申請が必要である旨の記載はなく、処分庁もそのことを弁明書において認めている。また、処分庁のケース記録においても移送費について説明している記述は見受けられないことから、処分庁が明確に事前に周知をしたという事実は認められず、請求人が事後に申請を行ったことについてはやむを得ない事由があると認められる。

また、処分庁は遡及支給されるべき期間は申請時から3か月までが適当であると判断している。しかし、本件においては請求人の過失によって申請が遅れたものではなく、処分庁の説明や周知がなかったためにそれが遅れたといえるものであるため、遡及して支給すべき期間が申請時から3か月までであることのみをもって原処分をしたことは妥当ではなく、本件の申請において請求人が求める期間について、移送費の支給の可否を具体的に検討したうえで、改めて判断をすべきである。

(2) 本件審査請求に係る審理員意見書（以下「意見書」という。）と異なる内容の主文とする理由について

本件における移送費の遡及支給されるべき期間の判断について、上記のとおり処分庁の過失により申請が遅れたものについてまで申請時から3か月までを限度とする問答集問13の2の規定を直ちに適用することは適当ではなく、意見書における、原処分に違法・不当な点はないとの判断は採用することができない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があることから行審法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年5月12日

愛知県知事 大村 秀 章

